

岡崎市伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
最終改正 令和5年4月1日

（目的）

第1条 市は、伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、地域経済の発展に資するため、予算の範囲内において岡崎市伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的工芸品 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けたものをいう。
- (2) 組合等 法第4条第1項に規定する製造協同組合等をいう。
- (3) 伝統的工芸品産業産地振興事業 法の規定により認定を受けた計画に基づき実施しようとする事業の他本市の伝統的工芸品に係る産業の振興・技術継承・市場開拓・売上向上に資する事業をいう。

（規則との関係）

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（申請者の資格）

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、伝統的工芸品産業産地振興事業（以下「事業」という。）を実施する組合等であって、当該伝統的工芸品の製造される地域の全部が市の区域に属する者（申請者甲）及び当該伝統的工芸品の製造される地域の一部が市の区域に属し、その活動の本拠が市内にある者（申請者乙）とする。

（補助金の対象）

第5条 補助金は、組合等が当該年度に行う事業に直接要する経費のうち別表に掲げる補助対象となる経費（当該組合等が同一年度内に補助金以外の市費補助金等（規則第2条第1号の市費補助金等をいう。以下同じ。）の交付を受ける場合において、当該市費補助金等に係る補助対象となる経費と重複する経費があるときは、これを除く。以下「補助対象経費」という。）の総額が30万円以上のものに対して交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表の事業区分欄に掲げる事業について同表の当該経費区分に応じ、それぞれ同表の当該補助率欄に掲げる補助率を当該補助対象経費に乗じて得た額とし、当

該額がそれぞれ同表の当該補助限度額欄に掲げる補助限度額を超えるときは、当該補助限度額を当該補助金の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を申請しようとする組合等は、伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、事業の開始前に、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する組合等の構成員名簿
- (2) 補助金の交付を申請する組合等の定款
- (3) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業の実施について議決した総会又は理事会の議事録の写し

2 前項の規定により補助金の交付を申請する場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額を合算した額に前条に規定する補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して当該補助金の交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請した組合等は、当該補助金の交付の決定の通知(規則第7条の規定による通知をいう。以下同じ。)を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付の申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げをしようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた組合等は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)又は補助事業に係る補助対象経費の区分ごとの配分の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助金の交付の決定を受けた組合等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業の遅延の報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた組合等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に

報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助金の交付の決定を受けた組合等は、伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添え、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費の支払領収書の写し（補助金の交付の決定を受けた組合等の代表者において原本証明をしたもの）

(2) 補助事業に係る事業報告書及び収支精算書

(3) 補助事業を実施した写真（L版以上のもの）

2 第7条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第7条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第13条 市長は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後、補助金の額の確定を受けた組合等からの請求により補助金を交付する。

(検査等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をした組合等に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

事業区分		補助対象経費		補助率		補助限度額	
		経費区分	内容	申請者 甲	申請者 乙	申請者 甲	申請者 乙
振興事業	後継者 育成	研修講師謝金	講師謝金	20/100	9/100	54万円	36万円
		研修教材等 諸費	テキスト代（資料印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類 の購入費、研修室借料、資料購入費（工程を示した実物見本、完成品を含む。）、機器・道具類借料	14.4/100	7.2/100	54万円	36万円
	技術・技法 の記録収集 ・保存	企画会議費	謝金、会場費、会議費	20/100	9/100	54万円	36万円
		資料収集費	文献資料等購入費、作品資料購入費				
		記録作成費	謝金、記録フィルム作成費、記録文献作成費、印刷製本費				
	原材料 確保 対策	企画会議費	謝金、会場費、会議費	20/100	9/100	54万円	36万円
		原材料開発研究 調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料分析費				
	需要 開拓	企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	20/100	9/100	100万円	36万円
		展示会開催事前 準備費	事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費（ポスター・パンフレット・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費）				
		展示会開催事業 費	会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費				
		展示会成果検討 費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費				
		共同宣伝事業費	装飾費、広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ作成費				
	意匠 開発	企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	20/100	9/100	54万円	36万円
		意匠開発費	専門家コンサルタント雇用料、専門家コンサルタント旅費、新商品試作費				
		求評会開催事業 費	会場費、会場設営費、求評会運営費（案内状作成費、パンフレット作成費、発送費）				
		求評会成果検討 費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費				

産地 活性化	産地活性化事業 費	組合等が行う活性化事業及び連携活 性化事業に要する経費であって、当 該実施事業内容から市長が必要であ ると認めた経費（組合等の人件費、 外国からの招へい旅費、不動産購入 費を除く。）	20/100	9/100	54万円	36万円
-----------	--------------	--	--------	-------	------	------